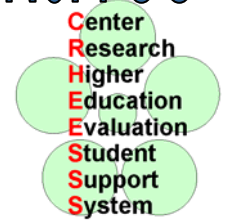


週刊センターニュース

No.169



第169号(2007年7月30日)毎週月曜日発行
発行: 金沢大学 大学教育開発・支援センター
URL: http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/index.htm

〇●〇 センターからのお知らせ 〇●〇

8月の共同学習会は行いません。次回は、9月6日の予定です。

〇●〇 急ピッチですすむ医学教育開発—第39回日本医学教育学会大会参加報告その1 〇●〇

7月27日と28日の二日間、「第39回日本医学教育学会大会」が、岩手医科大学主催により、ホテルメトロポリタン盛岡を主会場に開催された。会則第3条に「本会は医学教育に関する研究の充実発展ならびにその成果の普及を目的とする」と掲げる本学会については、既に本誌第111号(06年5月29日付け)において紹介したとおりである。

http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/centernewsNo.111.pdf

また、奈良で開催された昨年度の学会大会については、本誌第121号(同年8月7日付け)にて報告した。http://www.kanazawa-u.ac.jp/faculty/daikyou_rche/centernewsNo.121.pdf

今年度の学会大会にも参加・講演する機会を得たので、その内容等につき本号および次号で報告する。

まず、FDの法的義務化を目前に、全ての専門分野ごとに、カリキュラムの吟味に始まり、個々の科目に関する教育内容・方法の改善について議論がされていると思われるが、本学会における医学教育に関する数年来の検討の進捗ぶりは、他の専門諸分野に対して優れたモデルケースとなるものであることを強調しておきたい。それを象徴するのが、今回の学会大会における口演等の多くの報告者の所属が、「医学教育学」という専門名、さらに教育開発センター等になっているという事実である。すなわち、それぞれの大学において、医学教育学を専門とする教員を配置する、教育企画室等の専門の部署を設ける、さらにはセンターとして教育開発を担う文字通りFDの部局を置くこと等が一般化しつつあると思われるのである。

大会プログラムからランダムに一部を列举する。三重大学医学部医学・看護学教育センター、京都大学大学院医学研究科教育推進センター、東京慈恵会医科大学教育センター、筑波大学附属病院総合臨床教育センター、日本医科大学教育推進室、九州大学医療系統合教育研究センター、島根大学医学部教育企画開発室、横浜市立大学医学研究院医学教育学、島根大学医学部附属病院卒後臨床研修センター、東京医科歯科大学大学院臨床医学教育開発学、佐賀大学医学部附属病院地域医療科学教育研究センター、筑波大学医学群医学教育企画評価室、金沢医科大学医学教育学、同大学教育センター・・・と続く。

例えば、学会誌『医学教育』38巻4号(07年8月)274頁には、大分大学医学部の医学教育センターについて、次のように紹介されている。「平成17年4月より本学の医学教育を統括的に管理するため医学教育センターが設置され専任教授を配置した。業務内容としては、(1)教育課程に関する事項、

(2) 全国統一共用試験(OSCE・CBT)運営、(3) 臨床実習の改善、(4) 授業評価、(5) 入学者選抜の評価・改善、(6) FDの開催運営、(7) 卒後臨床研修教育システムへの関与等を行い、大学入試(学生選抜)から卒後臨床研修までの学生および教員がより良い教育環境で学習・教育が行えるシステムの構築を目的としている。」

本学を含め、総合大学を中心に、教育内容・方法の改善等の支援や研究を行う専門のセンターが設置されてきた。それらのセンターが連携し共同研究も行う全国大学教育研究センター等協議会(1996年発足)に加盟している国立大学のそれだけでも、30機関を超える(ちなみに、8月に広島大学高等教育研究開発センターで開催される協議会には、当センターから早田副センター長と渡辺准教授が参加予定であり、その内容は後日、本誌あるいは共同学習会で報告予定である)。私立大学でも、9月

10日（月）に大学教育学会会長寺崎昌男氏を講演者に迎えて、高等教育開発センター開設記念講演会を開催する北里大学等の動きが続いている。同様のことが、医学部という個別部局で（短期間に）行われ、組織として教育改革に取り組むことが明確に打ち出されているのである。

その背景には、特に医師養成に関して、学士課程 6年間の教育だけでなく、卒後臨床研修に対応しなくてはならないという医学部そして附属病院独自の事情もある。一般の病院に負けないように臨床研修のカリキュラムを魅力的にしないと、研修医が来てくれない可能性がある以上、教育内容・研修内容の改善に必死とならざるをえない。また、医療過誤報道が相次ぐなかで、医師への信頼を取り戻すことが医療界全体にとっての至上命題であることは指摘するまでもない。しかしながら、学会大会の口演やポスターセッションでの説明を聞けば、参加者たちが、診療や治療法研究・医学研究の忙しい仕事のかたわら、普段から教育内容・方法の改善に懸命に取り組んでいることが実感できる。まずは、（その成否は別にしても）学部単位の、あるいは個々の医師たちの意気込みや姿勢を高く評価すべきであることを、専門分野の別を超えて、大学教育改善に取り組む全ての人々に伝えたい。

（文責：教育支援システム研究部門 青野 透）

○●○ 「平成 19 年度大学評価研究委託事業」の公募 ○●○

今日、我が国高等教育界では、学校教育法により、大学の自己点検・評価が義務づけられると共に、認証評価（大学機関別認証評価、専門職大学院認証評価）の制度化が図られています。加えて、中教審答申等により、大学院研究科における専攻等を単位とする専門分野別評価に係る構想も提言されています。

こうした中、文部科学省は、「機関別評価、分野別等評価における具体的な評価基準・評価方法等に関する参考となる多元・多様な事例を集積・提供し、大学等が利活用することにより、自ら行う自己点検・評価の一層の充実を図るなど、大学評価の質の向上に結びつけることを目的」として、大学評価研究委託事業の公募を開始することになりました。ここでは、Web 上で公表された「平成 19 年度大学評価研究委託事業の公募について」に拠って、同公募の概要を明らかにしていきます。

公募対象は、認証評価機関、認証評価を行おうとする機関、大学、学協会などです。

選定件数は、10 件程度とされています。

事業規模は、委託金額 15,000 千円程度とされています。

委託期間は、平成 19 年度とされています。

公募・選定のスケジュールは、7 月中旬に公募開始、8 月 10 日公募締め切り、8 月中旬～下旬選定取組の決定、ということになっています。

当事業の審査体制・プロセスについては、文部科学省内に設置される「大学評価研究委託事業委員会」が、申請書類の審査を行った上で、合議審査により事業の選定を行うものとされています。

事業の選定に当たっては、「事業内容（目標等も含む）」、「事業の実施計画」、「事業の有効性」、「事業の評価体制」、「委託期間終了後の方針」について、当事業の目的に照らし、事業内容が適切であるかどうかを判定し、その判定を踏まえて総合的に審査するものとされています。

このうち、「事業内容（目標等も含む）」欄には、評価基準・評価方法等に関するモデル・ケースの構築など、事業の方法、内容、想定する成果などを記すものとされています。「事業の実施計画」欄には、事業の実施計画、効果的な実施の体制、取組代表者の責任・権限等につき、記すものとされています。「事業の有効性」欄には、事業の成果が認証評価等の各種評価に対し、どのような波及効果があるのかを記すものとされています。「事業の評価体制」欄には、事業の結果に対する評価を適切に実施する組織等の体制または計画、事業の結果を業務の質の向上及び改善に結びつけるシステムの整備または計画を記すものとされています。「委託期間終了後の方針」欄には、委託期間終了後における事業の結果を踏まえた方針・計画を記すものとされています。

最後に、審査・審議内容の開示、非開示の件ですが、大学評価研究委託事業選定委員会の会議及び会議資料は、原則、非開示とされています。申請機関名・事業名、選定機関名・事業名は、文部科学省ホームページへの掲載等により、広く社会への情報提供に努めるものとされています。なお、大学評価研究委託事業選定委員会委員名は、審査終了後に公表するものとされています。

（文責：評価システム研究部門 早田幸政）